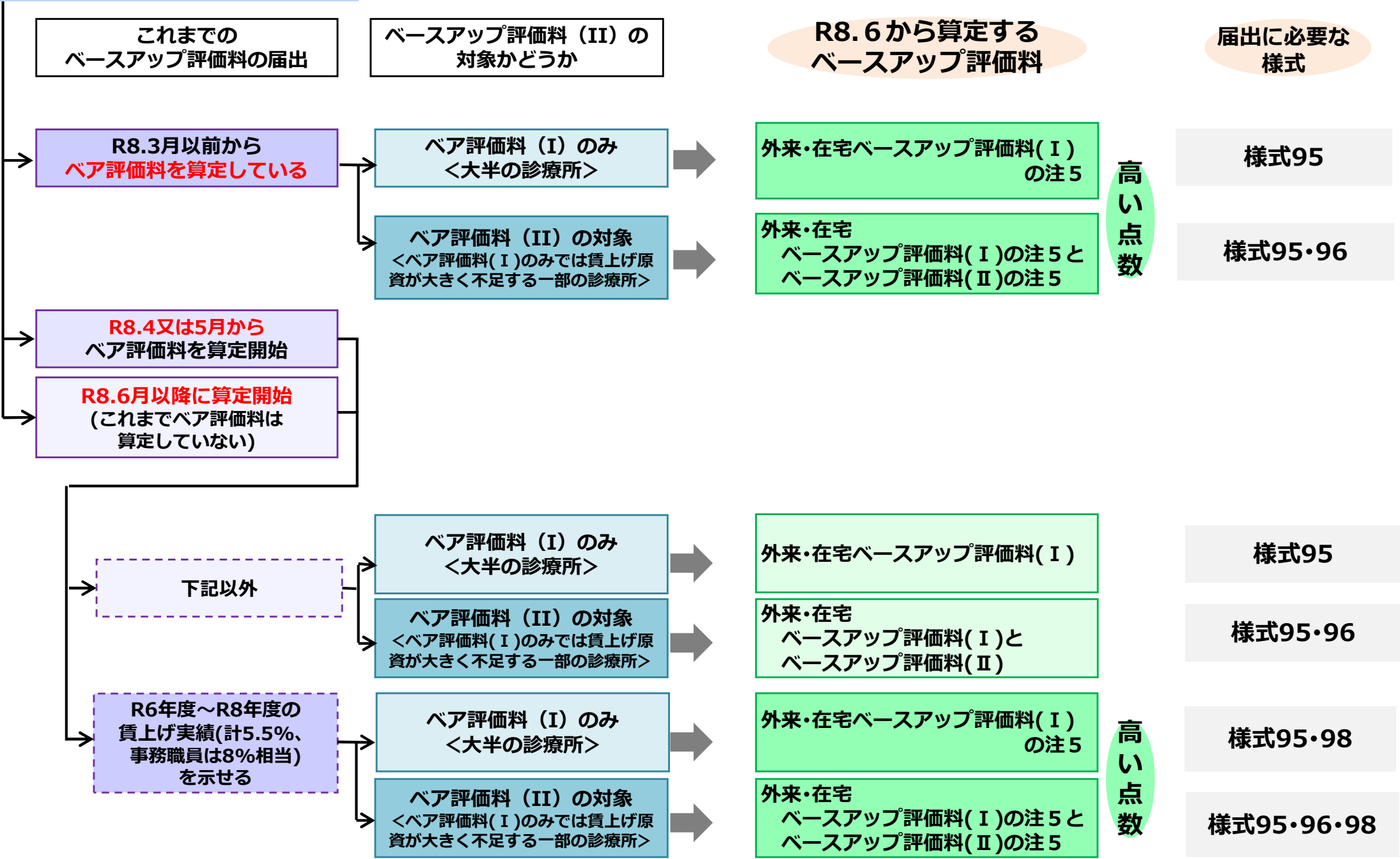


# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

(別添)

## 無床診療所の場合



# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

## 有床診療所の場合

これまでの  
ベースアップ  
評価料の届出

入院ベースアップ評価料 と  
外来・在宅ベースアップ評価料 (II)  
のいずれを選ぶか

R8.6 から算定する  
ベースアップ評価料

届出に必要な  
様式

有床診療所では、入院ベースアップ評価料と外来・在宅ベースアップ評価料(II)を選択できます。  
多くの有床診療所では入院ベースアップ評価料の方が算定できる総点数が高くなりますが、入院患者  
が極めて少ない場合、外来・在宅ベースアップ評価料(II)のほうが総点数が高くなる場合があります。

R8.3月以前から  
ベア評価料を  
算定している

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
入院ベースアップ評価料

様式95・97・  
98

外来・在宅ベースアップ評価料  
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96

※入院ベースアップ評価料又は外来・在宅ベースアップ評価料(II)のいずれかを算定していた場合をいいます。  
外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを算定していた場合は、「算定していない」の選択肢に進んでください。

R8.4又は5月から  
ベア評価料を  
算定開始

R8.6月以降に  
算定開始  
(これまでベア評価料を  
算定していない)

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和8年3月ま  
でにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

下記以外

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と  
入院ベースアップ評価料

入院料  
減算対象

様式95・97

外来・在宅ベースアップ評価料  
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と  
外来・在宅ベースアップ評価料(II)

入院料  
減算対象

様式95・96

R6年度～  
R8年度の  
賃上げ実績  
(計5.5%、  
事務職員は  
8%相当)  
を示せる

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
入院ベースアップ評価料

様式95・97・  
98

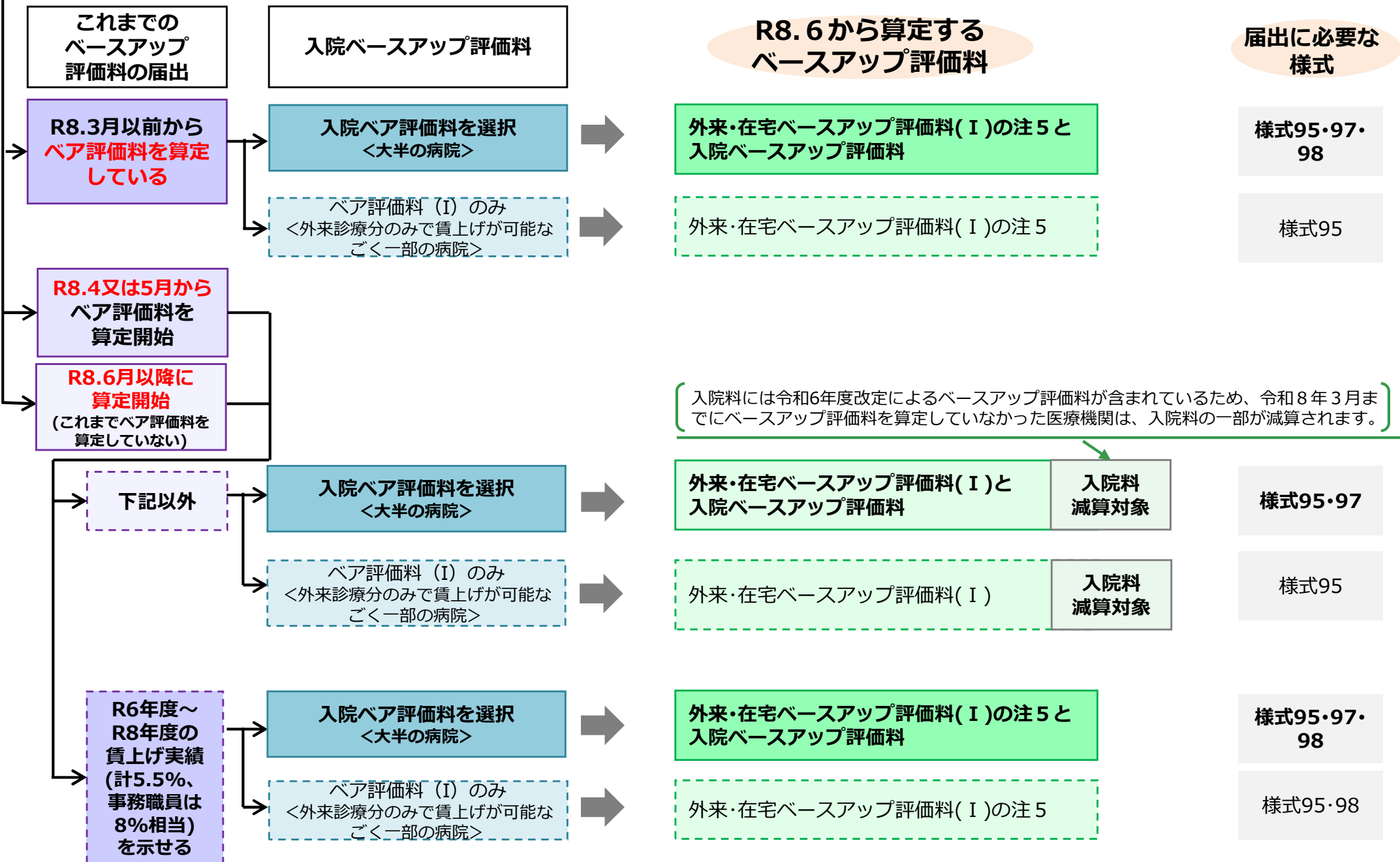
外来・在宅ベースアップ評価料  
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96・  
98

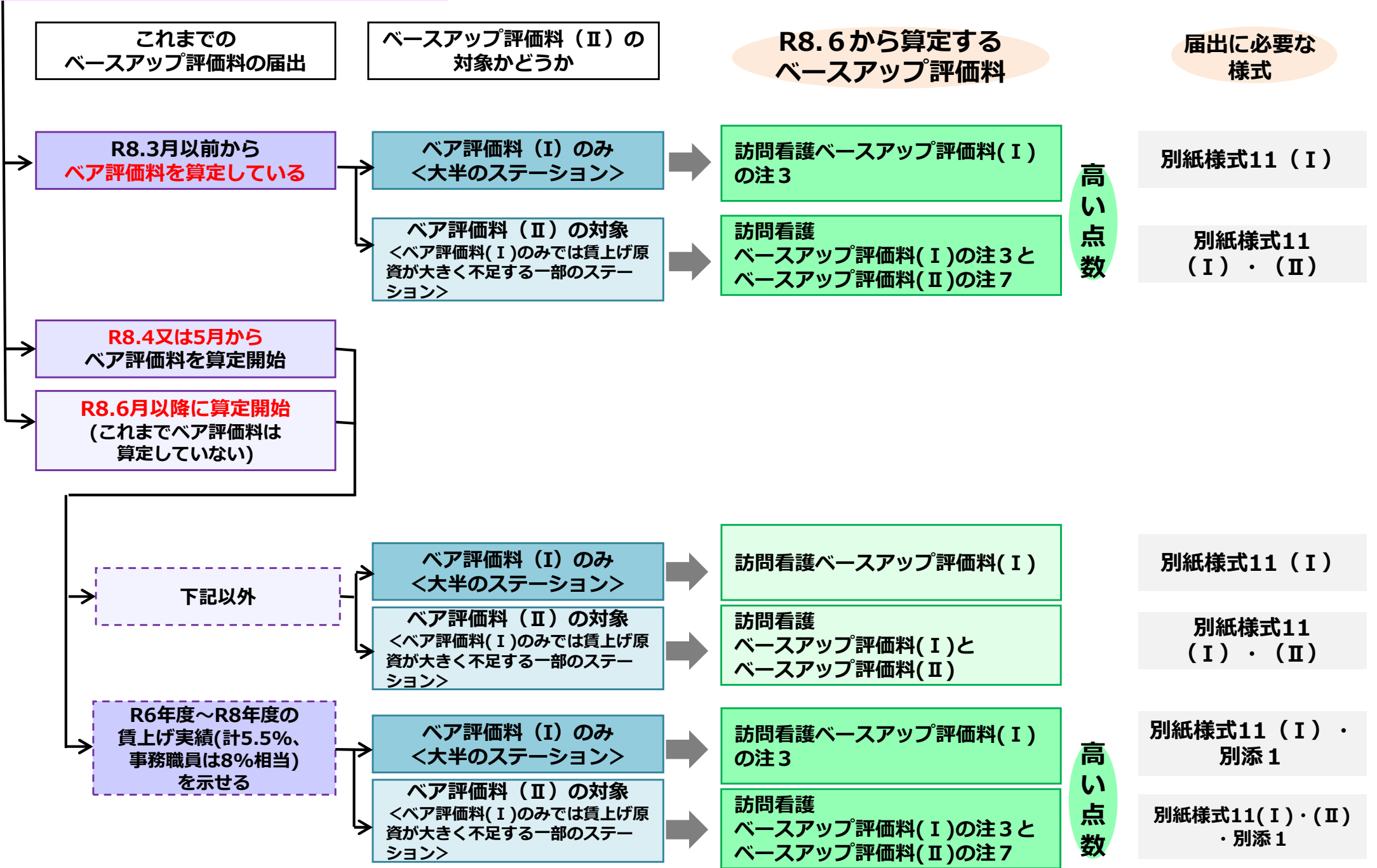
# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

## 病院の場合



# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

## 訪問看護ステーションの場合



令和8年5月以前にベースアップ評価料を算定している医療機関・訪問看護ステーション向け

これまでにベースアップ評価料を届け出ている、  
令和8年6月以降も算定を続けるには、**改めて、令和8年5月中に届出が必要です**

必要な手続き

### 令和8年5月

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出  
↓  
令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

### 令和8年8月

8月中に、令和7年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和7年度の実績を報告)

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

### 令和9年5月

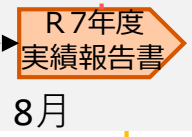
令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出  
※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料(I)訪問看護ベースアップ評価料(I)を算定する場合には届出は不要

### 令和9年8月

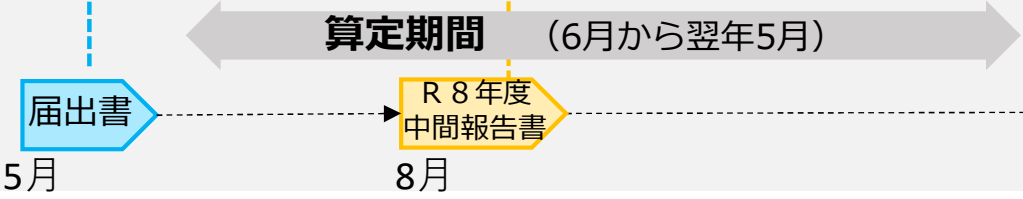
8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

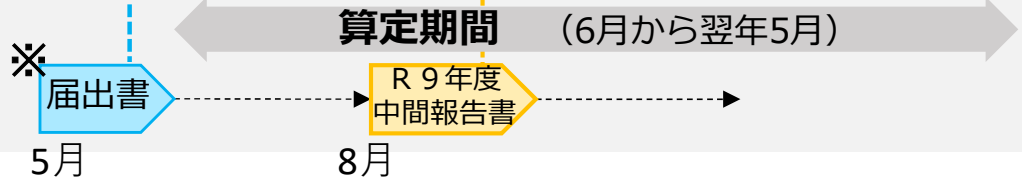
令和7年度の算定に関する手続き



令和8年度の算定に関する手続き



令和9年度の算定に関する手続き



令和8年6月以降にはじめてベースアップ評価料を算定する医療機関・訪問看護ステーション向け

## ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料(I)訪問看護ベースアップ評価料(I)を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

令和8年度の算定に関する手続き

届出書  
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R8年度  
中間報告書  
8月

R8年度  
実績報告書  
8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書  
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R9年度  
中間報告書  
8月

令和8年6月以降にはじめて調剤ベースアップ評価料を算定する保険薬局向け

調剤ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、**様式103**を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善**中間報告書**」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して調剤ベースアップ評価料を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善**実績報告書**」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善**中間報告書**」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

令和8年度の算定に関する手続き

届出書  
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R8年度  
中間報告書  
8月

R8年度  
実績報告書  
8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書  
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R9年度  
中間報告書  
8月

## ベースアップ支援料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

### 令和8年5月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、**様式101** を提出

令和8年6月からベースアップ支援料の算定開始

### 令和9年8月

8月中に、令和8年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和8年度の実績を報告） ※様式102を提出

### 令和10年8月

8月中に、令和9年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和9年度の実績を報告） ※様式102を提出

令和8年度の算定に関する手続き

届出書  
5月

算定期間（6月から翌年5月）

R 8年度  
実績報告書  
8月

令和9年度の算定に関する手続き

5月

算定期間（6月から翌年5月）

5月

R 9年度  
実績報告書  
8月